

判決年月日	平成20年9月29日	担当 部	知的財産高等裁判所 第2部
事 件 番 号	平成19年（行ケ）10238号		
○発明の進歩性の判断に誤りがあるとして審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法29条2項

（事案の概要）

本件は、Aが平成9年11月10日になした原出願からの分割出願として、名称を「蓋板を備えたコンクリートブロック」とする発明につき特許出願（特願2000-376286号）をしたところ、拒絶査定を受けたので、これを不服として審判請求をし、平成18年1月26日付けで手続補正をしたが、特許庁が上記補正を却下の上、請求不成立の審決をしたことから、その取消しを求めた事案である。なお原告は、上記審決の受送達後にAから特許を受ける権利の譲渡を受け特許庁に届け出た者である。

争点は、上記補正に係る発明（本願補正発明）が引用例1（登録実用新案第3026678号公報）に記載された発明（引用発明）との関係で進歩性を有しないとして上記補正を却下した審決が適法か、である。

本判決は、原告主張の取消事由3（相違点2についての判断の誤り）は理由があり、引用例1との関係で容易想到性を肯定し本件補正を却下した審決は違法であるとして、審決を取り消したものである。

取消事由3に関する判示は、以下のとおりである。

1 本願補正発明の技術的意義に関して

- ・「…本願補正発明は、U字溝ブロックや側溝ブロックなどのコンクリートブロックを溶接構造の型枠を用いて成形する際に、高い寸法精度を出すことが困難であるという性質に鑑み、蓋板と本体との接合面にある程度の寸法誤差があっても、誤差が吸収されて蓋板が本体ブロック上でがたつかないコンクリートブロックを得ることを目的としたものである。…」
- ・「…本願補正発明の『…前記蓋板は、本体ブロックの側壁内面（8）との間に間隙（20）を備えた状態で当該本体ブロック上に幅方向に平行移動及び斜め移動可能に置かれ、当該蓋板の長手方向中心線（Q）が本体ブロックの中心線（R）に対して平面視で斜めになる』との構成をみると、『間隙（20）を備えた状態で』とは蓋板の平行移動及び斜め移動を許容する間隙があることを意味し、『当該本体ブロック上に幅方向に…斜め移動可能に置かれ、当該蓋板の長手方向中心線（Q）が本体ブロックの中心線（R）に対して平面視で斜めになる』とは、蓋板の斜め移動が可能である結果、

蓋板の長手方向中心線（Ｑ）が本体ブロックの中心線（Ｒ）に対して平面視で斜めになるという作用が働くことを意味するものである。そして、『当該本体ブロック上に幅方向に平行移動…移動可能に置かれ』との構成は、蓋板の上面を幅方向に若干傾斜させる作用により、『蓋板（３）と本体ブロック（２）との相互の接合面（９，１４）の一方（９）がコンクリートブロックの中心線（Ｐ）に対して対称な方向に傾斜した平面である』という構成と相まって、蓋板の据りや本体ブロックの接合面の高さ方向の誤差を吸収するものである。」

- ・「ところで、本願補正発明の有する上記各作用が、蓋板を本体ブロック上に載置するときに生じるものであるか、載置した後に生じるものであるかに関して、原告は、載置後の作用を意味するものであると主張する。しかし、本願補正発明の有する各作用が蓋板を本体ブロック上に載置した後に生じることをうかがわせる記載は、本願明細書の発明の詳細な説明中に存在しない。…そうすると、本願補正発明は、その作用が生じるのが蓋板の載置時であるか載置後であるかについて限定していないものというべきである。」

2 引用発明に関して

- ・「次に、引用発明において蓋板を載置するときに本願補正発明におけるような作用が生じているかどうかについて、被告は引用発明においても蓋板を載置する際に自動調心作用が働くと主張するので、この点について検討する。」
- ・「…引用発明は、精度の高い鋼製型枠を用いることなく側溝蓋のがたつきの発生を防止するという点で本願補正発明と共通の目的を有するものであり、その目的を達成するために、側溝蓋８に設けられた蓋傾斜面部１０ａ，１０ｂと側溝躯体１に設けられた傾斜面部３ａ，３ｂとが角部Ｐ（傾斜面部３ａ，３ｂとこれに連続して下方に延設された下部垂直面部４ａ，４ｂとからなる角部）において接触するという構成を採用し、かつ、傾斜面部３ａ，３ｂの傾斜角度を４０°～８０°とすることによって、蓋傾斜面部１０ａ，１０ｂと傾斜面部３ａ，３ｂとが相互に一方が他方に食い込むような楔効果を生じさせることとしたものである…」
- ・「そして、引用発明における『微小間隙Ｇ１』が本願補正発明における『間隙（２０）』のような、蓋板の平行移動及び斜め移動を許容するものであるかについては、…その具体的な寸法や、蓋板の左右方向の移動との関係については引用例１に記載がない。もっとも、引用例１の図３では、間隙Ｇ１は間隙Ｇ３とほぼ同様の大きさに記載されており、Ｇ３の寸法が２ミリとされている（段落【００１３】）ことや、明細書中でも『微小間隙』という語で表されていること（請求項１，段落【０００７】，【００１０】）に照らせば、引用例１に開示されているのはおよそ２ミリ程度の大きさの微小間隙を設けることにとどまるものといえる。そして、ＪＩＳ規格において落ちふた式Ｕ型側溝の寸法許容差が±３ミリとされていること（甲４）に照らせば、２ミリ程度の寸法は許容される誤差程度のものであって、これが本願補正発明における『間隙

（２０）』と同様に蓋板の平行移動及び斜め移動を許容するものであるとは直ちにいい難い。」

- ・「したがって、引用発明は、蓋傾斜面部１０ａ，１０ｂと角部Ｐとの接触や、蓋傾斜面部１０ａ，１０ｂが対称な方向に傾斜しているという点では、本願補正発明と共通する面はあるものの、本願補正発明における『前記蓋板は、本体ブロックの側壁内面（８）との間に間隙（２０）を備えた状態で当該本体ブロック上に幅方向に平行移動及び斜め移動可能に置かれ、当該蓋板の長手方向中心線（Ｑ）が本体ブロックの中心線（Ｒ）に対して平面視で斜めになる』という構成及び作用を有するものかどうかは、引用例１の記載からは不明であるというほかない。」

３ 容易想到性の判断について

- ・「そこで、引用発明における『微小間隙Ｇ１』を拡げて本願補正発明における『間隙（２０）』と同様に蓋板の平行移動及び斜め移動を許容するものとし、相違点２にかかる構成を備えることが当業者に容易であるかについて更に検討する。」
- ・「…引用発明は、平面と角部との接触や、傾斜面を対称にするなどの本願補正発明と類似の構成のほかに、傾斜面部３ａ，３ｂの傾斜角度を４０°～８０°とすることにより蓋傾斜面部１０ａ，１０ｂと傾斜面部３ａ，３ｂとが相互に一方が他方に食い込むような楔効果を生じさせるものであり、この楔効果は本願補正発明にはみられない引用発明独自の効果である。換言すれば、引用発明は本願補正発明とは異なる上記構成を採用することにより、側溝躯体１側の接合面と側溝蓋８側の接合面との間の誤差を吸収するという発明の目的を達成しているものである。そうすると、引用発明においては更に側溝蓋８の斜め移動を可能として自動調心作用を働かせる必要はなく、引用発明における『微小間隙Ｇ１』を拡げて蓋板の平行移動及び斜め移動を許容するものとする動機付けは存在しない。」
- ・「さらに、コンクリート側溝の蓋板は、その上を人や車両が通行するのであるから、蓋板が無用に移動するのは必ずしも好ましいことではないと考えるのは、自然なことである。…そうすると、引用発明において間隙Ｇ１を微小なものとしたのは、側溝蓋８が側溝躯体１上で幅方向に平行移動することを抑止しつつ、側溝蓋８の開閉操作を容易にする限度で間隙を備えることとしたものと解することができる。」
- ・「したがって、既に独自の構成によって側溝躯体１側の接合面と側溝蓋８側の接合面との間の誤差を吸収するという発明の目的を達成している引用発明において、あえて蓋板の幅方向の平行移動を可能とするような構成を採用することは考え難い。」
- ・「以上のことから、引用発明において相違点２に係る構成を採用することは、当業者（その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者）が容易になしうるものとはいえず、相違点２について容易想到性を肯定した審決の判断は誤りである。」